

# の税制改正 3つのポイント

【問合せ】税務課 ☎(83)1224

## 2 寄附金控除が拡充！

寄附金控除の方法について、これまでの税率を乗じる前の所得金額から控除する所得控除方式から、税率を乗じた後の算出税額から差し引く税額控除方式に変わりました。

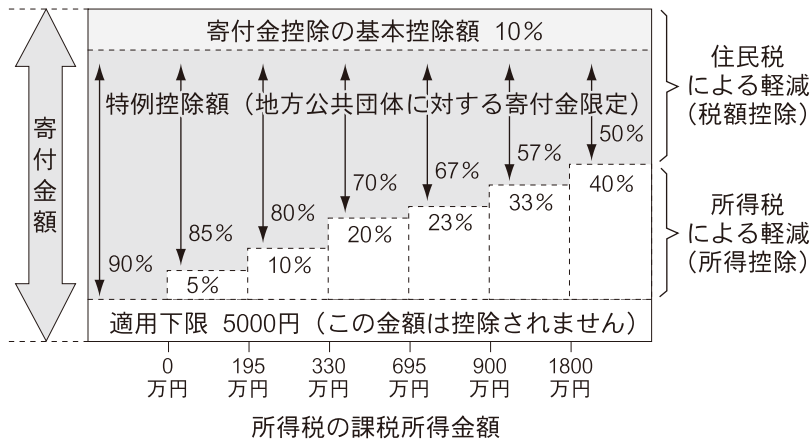
### ■主な改正点

区分	改正前	改正後
対象となる寄附金	・ 地方公共団体への寄附金 ・ 共同募金会への寄附金 ・ 日本赤十字社への寄附金	・ 地方公共団体への寄附金 ・ 共同募金会への寄附金 ・ 日本赤十字社への寄附金 ・ 地方公共団体が指定した団体
控除対象となる額	10万円を超える寄附金	5万円を超える寄附金
控除対象上限額	総所得金額25%	総所得金額30%
控除計算方式	「寄附金－10万円」を総所得の合計から所得控除	「寄附金－5千円」×10%を所得割から税額控除(所得割の1割が限度) 町民税6%、県民税4%

### ■特例控除額の加算

地方公共団体に対する寄附金については、上表の計算方式で求めた基本控除額のほかに、所得税の税率に基づき計算された特例控除額を加算し、控除対象となる分(5,000円を超える部分)については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除となります。具体的には次の①・②の合計した額が町県民税から控除されます。

- ① 「寄附金－5,000円」×10%・・・【基本控除額分】
- ② 「寄附金－5,000円」×(90%－所得税の税率)・・・【特例控除額】



### ■具体的計算例

所得金額400万円で町県民税所得割36万7千円、所得税の税率が20%の方が地方公共団体に5万円寄附した場合

- ① 寄附金50,000円－5,000円×10%＝4,500円・・・基本控除額
- ② 寄附金50,000円－5,000円×(90%－20% (所得税の税率))  
＝31,500円・・・特例控除額分

※②については、町県民税の所得割額367,000円の10% (36,700円) が限度額となります。

①4,500円＋②31,500円＝36,000円・・・町県民税より控除する額

所得税控除額  
(寄附金50,000円－5,000円)×20%(所得税の税率)＝9,000円

町県民税控除額36,000円＋所得税控除額9,000円＝45,000円

※この結果、町県民税と所得税をあわせて寄附金50,000円の5,000円を超える部分が控除されますが、県民税については平成22年度から控除の適用となるため、平成21年度は町民税のみが適用となります。

## 3 住宅借入金等特別税額控除について (平成28年度までの町県民税に適用)

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税では控除しきれなくなる場合があります。その控除しきれなかった分を、町県民税から控除する制度です。平成11年から18年末までに入居した方の中で、次に該当する方は申告してください。昨年も申告いただきましたが、毎年申告が必要になりますのでご了承ください。(平成28年度まで適用されます。)

### ■対象となる方

- ① 税源移譲で所得税が減少したことにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
- ② 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

### ■申告期限

平成21年3月16日(月)まで  
※適用を受けようとする年ごとに、翌年の3月15日までに申告する必要があります。

### ■申告方法

- ① 所得税の確定申告をする方は、税務署に確定申告書と一緒に、「住宅借入金特別税額控除申告書」を提出してください。
- ② 所得税の確定申告をしない方は、役場税務課に「住宅借入金特別税額控除申告書」に「源泉徴収票」を添付して提出してください。

## ご存じですか?

## 「ふるさと納税」制度

ふるさと納税とは、“自分が育ったふるさとを大切にしていきたい”、“ふるさとにこれからも頑張ってもらいたい”というみなさんの思いをかたちにしようとするもので、生まれ育ったふるさとの地方公共団体に寄附を行った場合、現在お住まいの市区町村の住民税や所得税が軽減される制度です。この制度にご理解いただき、松田町のまちづくりにご支援をお願いします。

### 1 控除対象者

所得税や個人住民税所得割を納税されている方

### 2 寄附できる地方公共団体

すべての都道府県、市区町村が対象です。  
寄附先は、お住まいの地域や出身地に関係なく、自由に選択することができます。

### 3 寄附金の控除対象額

寄附金は5,000円を超える額が対象です。  
合計5,000円以下では控除対象となりません。

### 4 控除の申告方法

控除を受けるには、確定申告かお住まいの市区町村へ住民税の申告が必要です。

### 5 税金の軽減される時期

所得税は寄附した年度に、個人住民税は寄附した翌年度に軽減されます。

※控除対象額は、寄附者の所得や扶養者等により異なりますので、詳しくは企画財政課財政係におたずねください。

【問合せ】企画財政課財政係 ☎(83)1222

